

# 光市医師会報

平成11年 3 月号

No. 317



光 の 山 シリーズ① (鶴羽山)

光市医師会

## 特別研修会

と き 平成11年3月23日(火)  
午後7:00~

ところ 光商工会館 大ホール

### 介護保険について

講師 光市福祉保健部 福祉課

介護保健準備係長 赤星 博

1. 要介護認定モデル事業の説明
2. かかりつけ医意見書作成の依頼

かかりつけ医のいない患者→もよりの医療機関で行う。

費用

意見書作成のための診察→医療保険

意見書→介護保険の事務費

(席上、不明点は不詳のまま良いのか?)

拒否は可能かなどの質問が寄せられた)



## あなたの安心を支える 介護保険制度の仕組み

急速に高齢化が進み、介護を必要とする人が増加しています。しかし、介護をする人の多くもまた高齢者であり、家族の負担は大きなものがあります。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、社会全体で「支えあう介護」が今必要となっているのです。



保険料の半分を負担します。保険料は原則として3年ごとに見直されます。

### 運営は身近な市町村

介護保険制度では、加入者（被保険者）が保険料を出しあい、介護が必要となったとき認定をしてもらい、利用したいサービスを受けられる制度です。運営は市町村で、国と県が財政などで支えます。

### 40歳以上が被保険者

被保険者となるのは40歳以上の人です。被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上64歳までの第2号被保険者とに分けられます。

- 保険料は低所得者に配慮し、原則所得に応じた5段階で定められます。また、市町村の介護サービス水準によって保険料が高くなる場合があります。

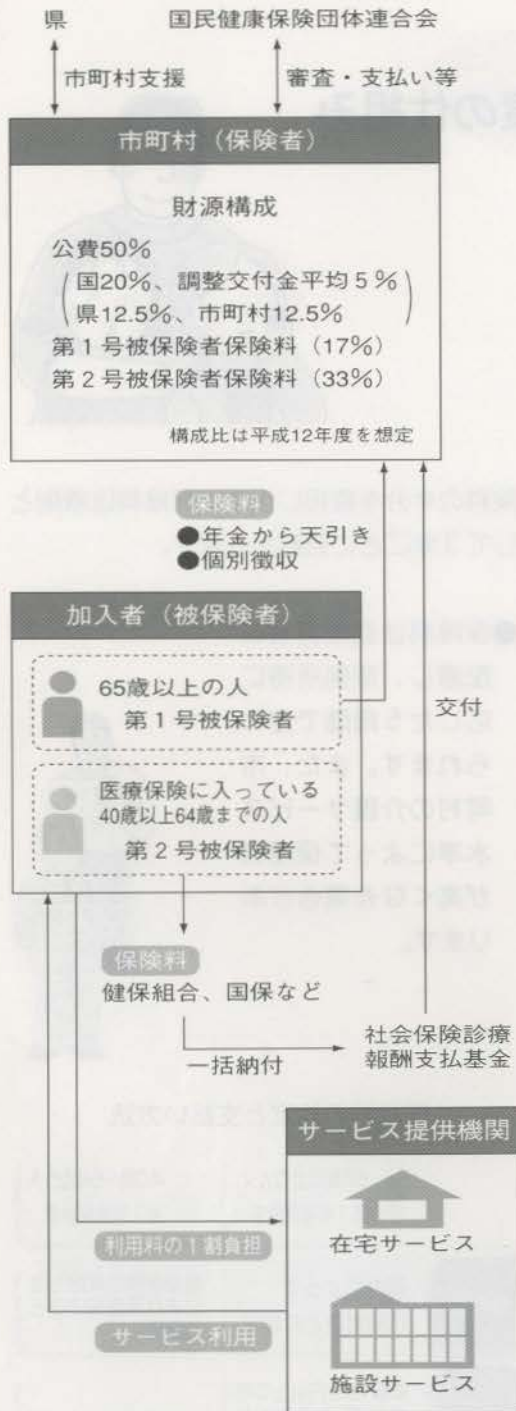


### 保険料は所得に応じて

保険料を納めるのは40歳以上の被保険者ですが、所得に応じて定められた保険料を納めます。第1号被保険者は、市町村が定めた保険料を主として年金からの天引きで徴収されます。第2号被保険者は、加入している医療保険ごとに医療保険料と一緒に支払うこととなります。健保組合などでは事業主が、国保では公費で、それぞれの保

### 保険料の設定と支払い方法

|              | ● 65歳以上の人<br>■ 第1号被保険者                        | ● 40歳～64歳の人<br>■ 第2号被保険者 |
|--------------|---|--------------------------|
| <b>保険料</b>   | 所得によって市町村ごとに設定                                | 医療保険の算定方法により医療保険ごとに設定    |
| <b>支払い方法</b> | 年額18万円以上の老齢(退職)年金受給者は年金から天引き<br>それ以外の人は個別に支払い | 医療保険料と一緒に支払い             |



介護保険制度の仕組み

## 利用するときは手続きが必要 介護サービスを受けるには

### ①申請は市町村へ

介護サービスを利用するときは、まず市町村の担当窓口へ申請します。申請は、居宅介護支援事業者や介護保険施設にも頼めます。65歳以上の人は、家事を含む日常生活への支援や、寝たきり・痴呆などで介護が必要なとき、いつでも申請できます。40歳以上64歳までの人は、老化に伴う病気（初老期痴呆や脳血管障害など）によって介護が必要になったとき申請できます。

サービス給付を受けるための認定申請は、平成11年10月から受付が始まります。

### ②介護認定審査会で介護度を審査

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者によって構成されます。介護が必要かどうか、要介護度（要支援を含め6段階）はどれくらいかを審査します。認定は申請から30日以内に市町村が行い、原則として6か月ごとに見直されます。

認定に不服のあるときは、県の介護保険審査会に申し立てることができます。

### ③介護サービス計画は希望を尊重して

介護サービス計画は介護支援専門員により、本人や家族の希望を尊重しながら、要介護度や心身の状況に応じて作成されます。作成費は無料で、自分でも作成できます。

#### ④自己負担はサービス費用の1割

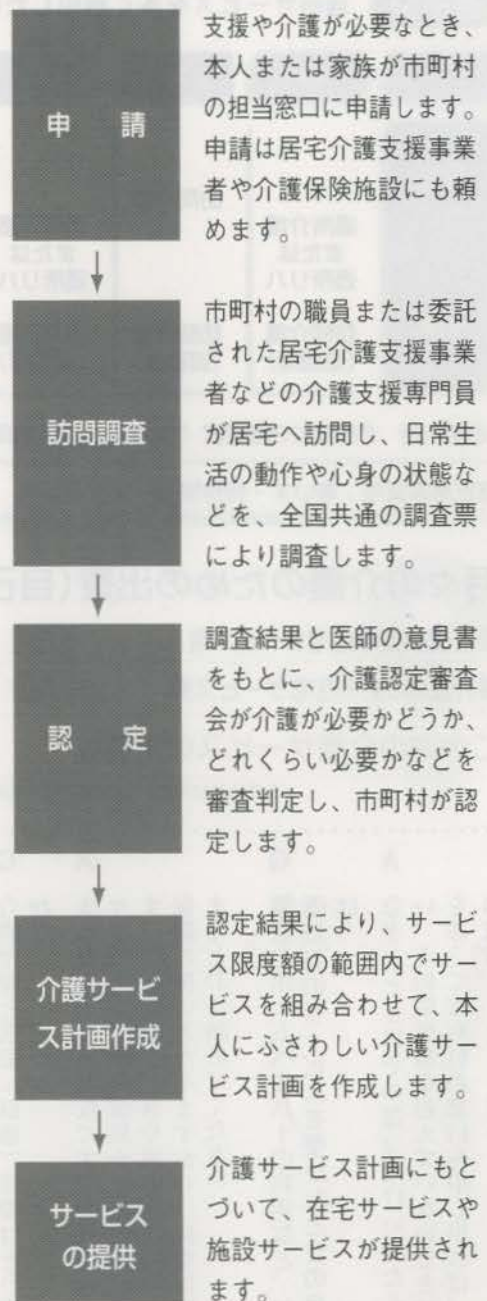
介護サービスを利用した場合、費用の1割が利用者負担となり、サービス提供機関に支払います。介護サービス費は、要支援を含め6段階の介護度で支給限度額が設定されています。また、利用者の負担が重くならないように、自己負担しなければならない額に上限が設けられています（高額介護サービス費）。サービスの給付は、申請日以降に利用したサービスについて受けられます。

#### ⑤施設入所の介護サービスを選択したとき

介護を必要とする人が、自宅で生活することが難しいときは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設（老人保健施設）、長期の療養に適した介護療養型医療施設（療養型病床群等）などに入所して、介護サービスを受けることができます。施設では、在宅生活への復帰を念頭に置きながら、施設サービス計画を作成します。施設での介護サービス費は要介護度に応じ設定され、自己負担額は1割ですが、食事代は定額自己負担となります。

平成12年4月時点で特別養護老人ホームに入所している人は、要介護状態に該当しない場合でも、経過措置として5年間入所が認められます。費用負担については、収入に応じて決められます。また、老人保健施設に入所している人については、要介護状態に該当しない場合でも、引き続きサービスを受けている間は、老人保健の給付が受けられます。

#### 申請からサービスを受けるまで



## 要介護3に対するサービスの利用事例

**通所型** 通所サービスを多く利用したい場合の例

|    | 月                   | 火             | 水                   | 木             | 金                   | 土             | 日             |
|----|---------------------|---------------|---------------------|---------------|---------------------|---------------|---------------|
| 午前 | 通所介護<br>または<br>通所リハ | 訪問介護          | 通所介護<br>または<br>通所リハ | 訪問介護          | 通所介護<br>または<br>通所リハ | 訪問介護          |               |
| 午後 | 訪問介護<br>(巡回型)       | 訪問介護<br>(巡回型) | 訪問介護<br>(巡回型)       | 訪問介護<br>(巡回型) | 訪問介護<br>(巡回型)       | 訪問介護<br>(巡回型) | 訪問介護<br>(巡回型) |

短期入所 6か月に3週程度 (2か月に1回1週間程度)

福祉用具貸与：車いす・特殊寝台・マットレス

(平成11年1月27日 全国介護保険担当課長会議資料、介護保険制度施行準備室監修パンフレットより改編)

### 月々の介護のための出費(自己負担額)は

|                |            |            |         |
|----------------|------------|------------|---------|
| 要支援の妻の在宅サービス費  | 6万円        | 1割<br>自己負担 | 6,000円  |
| 要介護3の夫の在宅サービス費 | 26万円       |            | 26,000円 |
| この家の介護サービスの出費は | 合計 32,000円 |            |         |

(平成10年12月2日 医療保険福祉審議会老人保健福祉部会資料より試算)

これが  
知りたい!  
Q & A

- Q** 寝たきりの家族の介護で、申請に行くことが難しいのですが?
- A** 本人あるいは家族に代わって、居宅介護支援事業者などによっての申請もできます。また、一人暮らしの人への対応も検討されています。
- Q** すぐにも介護サービスを受けたいとき、認定まで待たなければならぬのですか?
- A** 申請から認定までは1か月くらいかかります。急を要する場合は、申請後、要介護度を仮に定めたサービス計画作成の手続きを経て、サービスが受けられます。
- Q** 介護保険と医療(健康)保険はどう違うのですか?
- A** まったく別々の制度です。介護保険からは介護サービスが、医療保険からは医療が提供されます。けがをしたときや風邪をひいたときは医療保険の扱いとなりますから、医療保険料もこれまでどおり納めてください。
- Q** 緊急のホームヘルパーの利用など、サービス計画以外のサービスを受けたときの自己負担額は?
- A** 急ぎのときはその部分だけいったん全額支払い、支給限度額を超えていないときは、領収書を添えて市町村の窓口へ申し出れば、9割が戻ります。



## 在宅サービス※サービスを受けるときの負担はかかった費用の **1割** です

### 介護度別サービス費平均月額とサービスのめやす

| 介護度  | サービス費 | サービスのめやす   |
|------|-------|--|
| 要支援  | 6万円   | 週2回の日帰りで通うサービスを利用する  |
| 要介護1 | 17万円  | 毎日、ホームヘルパーなど何らかのサービスを利用する  |
| 要介護2 | 20万円  | 週3回の日帰りで通うサービスを含め、毎日何らかのサービスを利用する  |
| 要介護3 | 26万円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間（または早朝）のホームヘルパーなどのサービスを含め、1日2回のサービスを利用する</li> <li>●医療の必要性が高い場合に、週3回の訪問看護を利用する</li> <li>●痴呆の人については、週4回の日帰りで通うサービスを含め、毎日サービスを利用する</li> </ul>   |
| 要介護4 | 31万円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間（または早朝）のホームヘルパーなどのサービスを含め、1日2～3回のサービスを利用する</li> <li>●医療の必要性が高い場合に、週3回の訪問看護を利用する</li> <li>●痴呆の人については、週5回の日帰りで通うサービスを含め、毎日サービスを利用する</li> </ul> |
| 要介護5 | 35万円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●早朝、夜間のホームヘルパーなどのサービスを含め、1日3～4回程度のサービスを利用する</li> <li>●医療の必要性が高い場合に、週3回の訪問看護を利用する</li> </ul>   |



## 施設サービス※サービスを受けるときの負担はかかった費用の **1割** です

### 施設別サービス費平均月額と機能（食事代は定額自己負担です）

| 施設                      | サービス費  | 機能  |
|-------------------------|--------|---|
| 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム) | 31.5万円 | 入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う |
| 介護老人保健施設<br>(老人保健施設)    | 33.9万円 | 看護、介護および機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う               |
| 介護療養型医療施設<br>(療養型病床群等)  | 46.1万円 | 療養上の管理、看護、介護、その他の世話および機能訓練、その他必要な医療を行う          |

注) ・介護保険制度のサービス額は、平成10年度の単価にもとづく推計です。  
 ・介護報酬の額はこれから決められるので、この額がそのまま介護報酬の額になるわけではありません。  
 (平成11年1月27日 全国介護保険担当課長会議資料、介護保険制度施行準備室監修パンフレットより改編)

## 平成10年度 郡市医師会医事紛争担当理事協議会の報告

担当理事 前田昇一

日時：平成11年2月25日(木)  
p.m. 3:00~5:00

場所：山口県総合保健会館6階医師会会議室  
藤井副会長の挨拶に始まり、以下の通り  
報告と協議があった。

- ① 平成10年度事故発生状況について  
平成11年2月22日現在26件発生。東  
理事より報告があり質疑が交わされた。  
詳細に関し、後日報告の予定。
- ② 医事紛争・医療事故防止対策について  
ビデオ「ある病院の挑戦 メディカル

・リスクマネジメント」が供覧された(カ  
ラー38分)。このビデオは、医療事故防  
止活動に積極的に取り組んでいる「ある  
総合病院」の事例を紹介している。高度  
化する医療技術、医師・看護婦のオーバ  
ーワーク、患者の権利意識の高揚など医  
療を取り巻く状況が年々複雑化する中で、  
医療ミス・医療事故を防止するには、病  
院全体で組織的な取り組みが必要と、具  
体的な事例を交え解説している。

(発売元：丸善)

## 納税組合よりのお知らせ

従来までの市民税3%報償金は財政難や  
税の不公平などの観点より、平成11年度以  
後なくなり、各種納税組合に対する事務補  
助費のみ、存続する事になりました。しか  
し、分納回数が8回と多い事も含めまして、  
皆様方の御理解をたまり、組合を存続さ  
せていただきたいと思いますので、御協力  
をよろしくお願い致します。

担当理事 河村 康明

## 特別研修会

日時 平成11年2月23日(火) 午後7時~  
場所 光商工会館 大ホール(2F)  
議題 診断と治療に難渋した呼吸器の症例  
講師 赤崎 信正 先生

症例1. 87才 男 MRSA肺炎

症例2. 80才 女 BOOP

(閉塞性細気管支炎)

症例3. 67才 女 縦隔洞腫瘍

(thymoma)

## 2月度月例会

事務連絡等



## レントゲン勉強会

日時 平成11年2月2日(火)

pm7:00~8:30

場所 光商工会館1F

講師 徳山中央病院 健診センター長

岡本 安定 先生

## 心電図研究会 (第128回)

日時 平成11年2月12日 pm7:30~

場所 光商工会館 2F

症例1. 85才 女 意識障害  
(大動脈破裂?)

症例2. 48才 男 徐脈

症例3. 75才 女 易疲労感(徐脈)

症例4. 88才 女 易疲労感  
(頻脈発作)

## 心電図研究会 (第129回)

日時 平成11年3月12日 pm7:30~

場所 光商工会館 2F

症例1. 62才 男 意識障害

症例2. 81才 男 意識障害

症例3. 62才 男 左胸痛、意識障害

症例4. 16才 男 発熱、脱力感

## 光三師会総会

日時 平成11年3月27日

pm7:00~9:00

場所 松原屋

1. 三師会会長(歯科医師会より薬剤師会へ)
2. 米今医師より質問  
(予算案の件)

総会終了後、懇親会にうつり、親交を暖める。

## 2月度定例理事会

日時 平成11年3月10日 pm7:30~

場所 医師会事務局

議題

1. 郡市医師会医事紛争協議会報告  
(前田副会長)
2. インフルエンザの定点観測について  
(近藤会長)
3. 学術講演会について (赤崎理事)
4. 三師会について (前田副会長)

## 光医歯会ゴルフコンペ

日時 平成11年3月14日(日)

場所 周南カントリークラブ 〔結果〕

| 順位  | 氏名    | out | in | total | HD | Net | 順位 |
|-----|-------|-----|----|-------|----|-----|----|
| 優勝  | 横山 宏  | 45  | 44 | 89    | 10 | 79  | 8  |
| 準優勝 | 富恵 哲  | 57  | 53 | 110   | 26 | 84  | 23 |
| 3位  | 兼清 照久 | 45  | 53 | 98    | 11 | 87  |    |
| 4位  | 諏訪 高志 | 50  | 50 | 100   | 12 | 88  |    |
| 5位  | 守田 忠正 | 47  | 51 | 98    | 9  | 89  |    |
| 6位  | 南 典文  | 58  | 54 | 112   | 23 | 89  |    |
| 7位  | 佃 幹夫  | 57  | 58 | 115   | 25 | 90  |    |
| 8位  | 冬野幾々男 | 57  | 50 | 107   | 17 | 90  |    |
| 9位  | 松村寿太郎 | 64  | 54 | 118   | 19 | 99  |    |
| 10位 | 竹中 昭二 | 58  | 64 | 122   | 21 | 101 |    |
| 11位 | 藤本 竹登 | 61  | 66 | 127   | 22 | 105 |    |
| 12位 | 森本 博士 | 61  | 56 | 117   | 5  | 112 |    |

BG 横山

DC 冬野 富恵

NP 守田 諏訪

午後6時30分より

「こやま」にて総会及び懇親会

会報発行要項

会報読者サービス

発行日 毎月1日(休日の場合は前日)  
発行部 広報委員会

発行日 毎月1日(休日の場合は前日)  
発行部 広報委員会

発行部 広報委員会  
(編集担当)

発行部 広報委員会  
(編集担当)

(編集) 会報発行要項

会報発行要項

発行日 毎月1日(休日の場合は前日)  
発行部 広報委員会

ⅢⅢ あとがき ⅢⅢ

土筆、センバツ、桜の開花と春の訪れが矢つぎ早に訪れていますが、雨や小雪も混じって本当の春とは程遠い感触です。しかしながら、確実に春はやってきて、来年度は介護保険が導入され、春の嵐になるやもしれません。(医療界では) 少子・高齢時代の前触れかと思いながらも、仲々、実感がわきません。きっと秋になるとあわてるのが目に見えているのですが、今はあわてないのが人間の性でしょうか？

(河村)

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 発行所 | 光市医師会<br>TEL 0833 72-2234 |
| 発行者 | 近藤 龍一                     |
| 編集者 | 広報担当                      |
| 印刷所 | 光市光井一丁目15番20号<br>中村印刷株式会社 |